

東京大学受託研究取扱規則

昭和46年1月1日

評議会可決

沿革

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）における受託研究の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「受託研究」とは、大学法人以外の者から委託を受けて大学法人が実施する研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 この規則において、「部局長」とは、東京大学基本組織規則（平成16年4月1日規則第1号）第3章及び第4章に掲げる組織並びに教育学部附属中等教育学校及び東京大学病院の長をいう。

(研究代表者)

第2条の2 受託研究を実施する部局は、当該受託研究を担当する者（以下「研究担当者」という。）のうちから、当該受託研究を統括し、研究遂行上最終的な責任を負う者として、研究代表者を置く。

2 研究代表者は、大学法人と雇用関係にある者のうち、原則として常勤の教員であるものをもって充てる。

(申込みの方法)

第3条 受託研究の申込みは、部局長に対して文書により行うものとする。

(本部への相談)

第3条の2 部局長は、受託研究の申込みがあった場合において、適切な受託研究の実施に影響を及ぼすおそれがあると思料する事項（以下「懸念事項」という。）があるときは、受入れの決定に先立ち、研究を担当する理事（以下「担当理事」という。）に対し、当該懸念事項について相談を行うものとする。

2 担当理事は、前項の相談があった場合は、受託研究の受入れの適否について助言を行うものとする。

(受入れ決定等)

第4条 受託研究の受入れ決定は、総長が部局長にこれを委任するものとする。

2 部局長は、受入れを決定するに当たっては、あらかじめ当該部局の適切な審査機関の議を経るものとする。

3 部局長は、前条第1項により相談を行った場合においては、受入れの決定に当たり、同条第2項の助言を踏まえた申込みとなっていることを確認しなければならない。

4 部局長は、受入れを決定したときは、その決定内容を東京大学会計規程（平成16年東大規則第8号）第16条第2項に規定する総長から契約事務の委任を受けた者（以下

「契約事務の委任を受けた者」という。)に通知するものとする。

(受託研究契約の締結)

第5条 契約事務の委任を受けた者は、前条第4項の通知に基づき、受託研究の委託者と受託研究に関する契約を締結するものとする。

(受託研究の開始)

第6条 受託研究は、契約を締結した日から実施するものとする。

(研究協力者の参加)

第7条 受託研究遂行上、大学法人に所属する者であって研究担当者以外のものの協力が必要であると大学法人及び委託者が認めるときは、研究協力者として当該受託研究に参加させることができる。

(受託研究に要する経費)

第8条 大学法人は、施設・設備を受託研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 委託者は、謝金、旅費、設備費、消耗品費及び光熱水料等の当該受託研究遂行のために直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）並びに東京大学研究支援経費取扱要領（平成31年1月31日東大規則第39号）に定める研究支援経費を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したもの（以下「研究経費」という。）を負担するものとする。

(設備等の取扱い)

第9条 前条に規定する経費により、研究の必要上、大学法人において新たに取得した設備・消耗品は、大学法人の所有に属するものとする。

2 受託研究の遂行上必要な場合には、委託者からその所有に係る設備を受け入れ、又は受託研究の遂行上必要な範囲において委託者の有する有体物、情報等の提供若しくは開示を受けることができるものとする。

(受託研究の実施状況の確認)

第9条の2 部局長は、当該部局で実施する受託研究の実施状況を適切に確認し、把握した上で、適切に実施されていないと判断した場合には、担当理事に報告の上、連携して対応を行わなければならない。

2 担当理事は、必要に応じ、受託研究を実施する部局の部局長に対し、当該部局で実施する受託研究の実施状況その他必要と認めた事項について報告を求めることができる。

3 担当理事は、必要に応じ、委託者に対し、当該受託研究の実施に係る事項その他本学との受託研究に関連し必要と認めた事項について、照会又は確認を求めることができる。

4 受託研究の実施部局及び委託者は、前3項に規定する確認等に対して、誠実に協力しなければならない。

(受託研究の実施状況の調査)

第9条の3 担当理事は、前条の規定による実施状況の確認により、受託研究が適切に実施されていないと判断した場合には、当該受託研究について調査を行う。

2 教職員その他の当該受託研究の実施に係る者は、前項の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に誠実に協力しなければならない。

3 担当理事は、第1項に規定する調査の結果、当該受託研究の実施状況に改善が必要な事項があると認める場合には、当該受託研究の実施部局の部局長に対し、改善の措置について助言を行うことができる。

4 前3項の調査の手続きその他の必要な事項は、別に定める。

(受託研究の中止等)

第10条 研究代表者は、受託研究を中止し、又は研究期間を延長する必要が生じたときは、直ちに部局長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 部局長は、前項の報告により、やむを得ないと認めるときは、当該受託研究の中止又はその期間の延長を決定し、その旨契約事務の委任を受けた者に通知するものとする。

3 担当理事は、前条に規定する調査の結果、当該受託研究の実施状況が不適切であり、中止が相当であると認める場合は、総長に対して、当該受託研究の中止に関する具申をする。

4 総長は、前項の具申があった場合、当該受託研究の実施部局の部局長に対し、当該受託研究の中止を命じることができる。

5 部局長は、前項の命令があった場合、当該受託研究の中止を決定し、その旨契約事務の委任を受けた者に通知するものとする。

(受託研究の終了及び実績報告書の作成)

第11条 研究代表者は、受託研究が終了したときは、当該受託研究の研究機関中に得られた研究の成果について、受託研究契約に基づき実績報告書を取りまとめ、委託者に提出する。

2 前2条の規定により受託研究を中止したときは、研究代表者は、当該受託研究の中止の日までに得られた研究成果について、実績報告書を取りまとめ、委託者に提出する。

第12条 削除

(研究成果の公表)

第13条 受託研究による研究成果については、原則として公表するものとする。

2 公表の時期及び方法について定める必要がある場合、委託者と協議するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第14条 受託研究の結果生じた知的財産権については、原則として大学単独の権利として取り扱うものとする。

(実施細則)

第15条 この規則に定めるもののほか、規則の実施に関し必要な事項は、実施細則で定める。

(定型的な受託研究の取扱い)

第16条 定型的な試験、測定及び検査等にかかる受託研究の取扱いについては、この規則にかかわらず、別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和46年1月1日から施行する。
- 2 東京大学薬学部受託規則（昭和41年1月27日制定）、東京大学地震研究所受託規程（昭和38年10月22日制定）、東京大学生産技術研究所受託規程（昭和25年3月11日制定）、東京大学応用微生物研究所研究等受託規程（昭和30年5月16日制定）、東京大学物性研究所受託規程（昭和38年10月22日制定）、東京大学海洋研究所研究等受託規則（昭和40年9月21日制定）および東京大学工学部附属総合試験所受託規程（昭和45年6月16日制定）は、廃止する。
- 3 この規則施行の際、すでに受託研究を受入れ現に研究中のものについては、この規則の定めるところにより受入れたものとみなす。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成31年2月1日から実施する。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から実施する。

沿革

東京大学受託研究取扱規則

体系情報

□第4編 研究・交流

▽第2章 受託研究等

沿革情報

◆昭和46年01月01日

評議会可決

◇平成09年12月16日

◇平成13年03月19日

◇平成16年04月01日

◇平成21年01月22日

◇平成31年02月01日

◇令和08年09月17日